

【傷病手当金の支給期間が 通算化されます】

健保だより

令和4年3月10日号

※ダイワボウ労働組合「組合新聞」第1067号
(令和4年3月10日発行)に掲載の
「健保とあなた」と同じ内容です



健康保険法が改正されて、傷病手当金の支給期間が
変わったって聞いたけどどう変わったの？

下記下線の部分に変更になりました。

<改正前>

傷病手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発し
た疾病に関しては、その支給を始めた日から起算して1年6月を超
えないものとする。



<令和4年1月1日～>

傷病手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発し
た疾病に関しては、その支給を始めた日から通算して1年6月間と
する。



両方とも1年6月もらえるんだよね。どう違うの？

改正前は、傷病手当金の給付中に、出勤や報酬との調整で不支給の日があ
っても傷病手当金は延長されず、支給開始日から1年6月で支給満了とな
っていました。

改正後は、出勤や報酬との調整で不支給の日がある場合は、支給開始日か
ら総支給日数が1年6月分に達するまで延長されます。



つまり、支給期間の計算が、暦日数から支給日数に変わるってことか

そうですね。ただし、傷病手当金の支給開始日が令和2年7月2日より
前の方には適用されません。

また、資格喪失後の継続給付については、労務可能な日（不支給）が
1日でもあれば、その日をもって支給終了となります。

